

令和5年度事業計画

将来の安定性を確保するための礎を築きます！

第1 はじめに

弁理士は、平成14年に知的財産基本法が公布された後、平成26年の弁理士法改正を経ることにより、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならないという職責を全うすること（弁理士法第3条）に加えて、知的財産に係る制度の適正な運用に寄与し、経済及び産業の発展に資することを使命とすることになり（同法第1条）、さらにこの改正に伴い、弁理士の指導、連絡及び監督に関する事務等を行うことを目的とする日本弁理士会の役割も拡大しています（同法第56条）。

一方、日本経済は、バブル崩壊以降の長期にわたり、ほとんど成長できていない状況が続いています。このような中、日本経済は、2020年当初から新型コロナウイルス感染症のパンデミックにさらされ、さらに2022年は32年ぶりとなる急激な円安等による物価の上昇が重なることにより、長きにわたる低迷が続いています。我が国の知的財産に目を向けると、商標登録出願の件数については増減を繰り返しているものの、特許出願、実用新案登録出願及び意匠登録出願については、中長期にわたって件数の減少に歯止めがかからない状態が続いています。

そこで、中長期的な視点から、持続可能で安定した弁理士業務を確保することにより知的財産の出願件数を増加させ、また持続可能で安定した日本弁理士会組織を構築することにより弁理士業務をより強固にサポートしつつ、同時に弁理士の高度な人材を育成・強化することで、知的財産の出願件数を増加させるための素地を整えます。これにより、産業界のプロダクト・イノベーション（革新的な新製品を開発して、差別化を図ること）を推進するとともに、産業界による第4次産業革命下でのグローバル化・IT化を支えること等を通じて、日本経済及び産業の発展を図ることに寄与し、もって弁理士の使命を全うできるようにいたします。

第2 重点施策

長期にわたる経済低迷、弁理士業務の減少・停滞に鑑み、中長期において持続可能で安定した日本弁理士会組織の構築及び弁理士業務の確保を図るため

の礎を築くため、その前提となる弁理士人材の育成・強化を図ります。

1. 既存の施策

(1) 特許庁等の関連団体との連携

コロナ禍等の諸事情により休止している各種団体等との関係を再構築し、弁理士の認知度向上に力をいれます。

(2) 知財創造教育の強化

大学、高専、高校、小中学校における知財創造教育を強化します。

(3) 地域会事業の効果的な推進

本会と地域会との意見交換の機会を拡充するとともに、各地域会のより柔軟な運営を推進します。

(4) 弁理士の認知度向上につながる広報戦略

特許庁その他の関係省庁及び関係団体等との連携、地域会における広報戦略の強化等、費用対効果を重視した広報戦略を検討します。

(5) 組織内弁理士（企業内弁理士を含む）の活躍の場の模索

組織内弁理士の声を聴き、必要に応じて組織内弁理士が求める研修を実施する等、活躍の場を模索します。

2. 新規の施策

(1) 情報収集・分析

弁理士の業務に関する情報を日本弁理士会として収集、分析する仕組みをつくり、中長期にわたる業務の増加策等を検討するとともに、会務活動のスムーズな承継を継続して実現できるようにします。

(2) 事業の棚卸し

日本弁理士会が実施する事業を定期的に見直す仕組みを導入する礎を築きます。

(3) 委員会等の会務への参加促進

委員会等の会務への参加者を増やすため、会員が会務に積極的に参加できる環境をつくれます。

(4) 業務支援の仕組みづくり

電子フォーラムに蓄積されたコンテンツを利用しやすくする環境を整備する礎をつくれます。

(5) 弁理士法人への弁理士以外の者からの出資禁止規定

弁理士法人が弁理士以外の者から出資を受けることを禁止する旨の確認規

定を例規に追加することを検討します。

第3 具体的施策

1. 「知財業務の活性化」のための施策

1-1 業務の増加のための施策

(1) 商工会議所、金融機関、ベンチャーキャピタル (VC) 等を通じた中小企業、スタートアップ等との関係の再構築

コロナ禍等の諸事情により休止している各種団体等との関係を再構築します。令和5年3月24日、特許庁、INPIT及び商工会議所との四者により、「知財経営支援ネットワーク」の構築に向けた共同宣言が行われました。このネットワークを通じて、業務の増加を目指します。また、商工会議所、金融機関、ベンチャーキャピタル (VC) 等は、中小企業、スタートアップ等との関わりが深いため、新たな弁理士の需要が生じる可能性が高く、そのような需要が生じた場合には、地域会の意見を聞きつつ、適切な弁理士の紹介を行います。

[実施機関] 各地域会、知的財産経営センター、知的財産支援センター

(2) 知財関連情報収集とその分析

弁理士の業務に関する内外の情報を日本弁理士会として収集し、分析する仕組みをつくることにより、コア業務及び周辺業務について、中長期にわたる弁理士業務の増加策を検討し、必要に応じて執行役員会の審議を経て実行します。このような仕組みづくりにより、毎年メンバーが変動する執行役員会に蓄積される情報資産とその分析に関する一貫性を担保しつつ、会務活動のスムーズな承継を継続して実現することを目指します。

[実施機関] 執行役員会、会長室、国際活動センター、**新設**情報収集・分析機関

(3) SDGs の拡がり、2025年大阪・関西万博の開催を契機とした知財支援・広報の推進

SDGs の拡がりを契機とした知財広報を推進します。例えば、商用データベースを利用すること等により SDGs 推進と知財活用がともに進んでいる企業をリストアップした上で、ヒアリングを行って、「日本弁理士会版グッドプラクティス事例集」(参考：経済産業省「日本企業による適応グッドプラクティス事例集」¹⁾)として公表すること等の検討をいたします。

1

https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/adaptation_goodp

また、日本弁理士会が共創パートナーになっている大阪・関西万博の開催を契機として、博覧会出品に先立つ特許出願、意匠登録出願等による権利取得の重要性をアピールする広報を行い、またセミナーを開催する準備をします。

[実施機関] 広報センター、2025 大阪・関西万博対応委員会、知的財産支援センター、知的財産経営センター、各地域会

(4) 弁理士紹介制度のさらなる拡充

弁理士紹介制度は、先行して東海会が運用し、関東会及び関西会に拡充されています。各地域会の意見を聞きつつ、他の地域会への弁理士紹介制度の拡充と、弁理士紹介制度のあり方について横断的に検討する組織の構築を含め、弁理士紹介制度のさらなる拡充を進めます。

[実施機関] **新設**弁理士紹介制度検討ワーキンググループ、知的財産経営センター、各地域会

(5) 中小企業・スタートアップへの啓発

中小企業・スタートアップに対して直接の働きかけをおこなうことを検討します。具体的には、中小企業・スタートアップにとっても身近な商標制度の広報を切り口として、中小企業等が知財に関する関心を持ち、自らの企業の発展に知財を活用できるきっかけづくりを行うことから始めます。また、中小企業への周知活動として、商工会議所や金融機関が発行している定期発送物にチラシを同封していただくこと等を検討します。さらに、会員に対しては、中小企業の顧問として活躍するために必要となる能力を身につけるための研鑽の場を提供することを検討します。

[実施機関] 知的財産経営センター、各地域会

1-2 知財創造教育の強化による中長期的な業務増加

(1) 大学における知財創造教育の強化

関東会（知的財産支援センターの支援対象を含む。）での実績（東京農工大学、埼玉大学、宇都宮大学、女子美術大学、千葉工業大学）に基づき、大学寄附講義への弁理士派遣事業の全国展開を強化します。

[実施機関] 知的財産支援センター、各地域会

(2) 小中学校における知財創造教育

現在の学習指導要領には「知財創造教育」が盛り込まれていますが、教員は多忙であるため、手がまわらないとの声を聞きます。そこで、教員を対象とした知財創造教育の支援活動を充実することができる体制の構築を検討

します。また、教員を対象とした知財創造教育の支援活動の際には、発明の理解を助けるための理数系科目の補講²、ものづくりの現場見学、企業のグローバル化に向けた取組みといった知財関連情報の取得支援を視野に入れたと考えています。

[実施機関] 執行役員会、知的財産支援センター、各地域会

(3) パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの強化

高校生、高専生、大学生等を対象としたパテントコンテスト・デザインパテントコンテストの強化を図ることで、知財創造教育を我々弁理士の未来の業務につなげていきます。

[実施機関] 知的財産支援センター、各地域会

1-3 弁理士の認知度向上による中長期的な業務増加のための広報戦略

(1) 弁理士の認知度向上のための効果的な広報戦略の模索

知的財産及び弁理士の認知度向上を集中して行うため、各地域会の実情及び時代背景に応じた費用対効果を重視した施策の検討を行います。また、海外からの出願を日本に呼び込むための広報活動も検討します。

[実施機関] 広報センター、各地域会、会長室、国際活動センター、知的財産支援センター

(2) 特許庁その他の関係省庁及び関係団体等との連携

日本弁理士会は「知財」、「特許庁」等の認知度向上活動を行う一方、特許庁等には「弁理士」の認知度向上活動を行っていただけるよう働きかけます。

[実施機関] 執行役員会、広報センター、各地域会、知的財産支援センター

(3) 地域会における広報戦略

地域会において、マスメディアを有効活用し、弁理士の認知度向上を図ります。また、地域会において、商工会議所の会員に対する弁理士の認知度向上を進めます。

[実施機関] 各地域会、広報センター、知的財産経営センター、知的財産支援センター

(4) 組織内弁理士（企業内弁理士を含む）³の地位向上を通じた弁理士の認知

² 神戸大学経済経営研究所に所属する西村和雄・特命教授の研究成果「理数科目授業時間数の削減と日本の特許出願数の減少」（2022年6月23日・Springer Nature社「Humanities & Social Sciences Communications」）

³ 組織内弁理士協会（<https://inhouse-benrishi.jimdofree.com/>）は、「組織内弁理士とは、大学もしくは会社、企業など公私の団体（弁理士法人および弁護士法人を除く）または官公署において職員もしくは使用人、または取締役、理事その他の役員である弁理士を言います。」と定義しており、本事業計画書もこの定義に基づいています。

度向上

日本弁理士会や地域会のウェブサイト等において組織内弁理士の役割をアピールする等、組織内弁理士が所属する各組織内における弁理士の認知度を向上させることを通じて、当該組織内外において広く弁理士の認知度を向上させるため、まずは組織内弁理士の声を聞くことから始めます。

[実施機関] 執行役員会、広報センター、知的財産経営センター、知財プレゼンス向上委員会

1-4 海外からの出願を日本に呼び込み、また日本から海外への出願を促すための施策

(1) 海外からの日本出願を呼び込むための施策の情報収集・分析

弁理士は、海外代理人と直接つながっているため、海外からの日本出願を呼び込むための施策について、日本弁理士会が海外代理人にアンケートを実施し、日本弁理士会として情報を収集・分析した後、必要な施策を実行します。

[実施機関] 国際活動センター、会長室、**新設**情報収集・分析機関

(2) 日本市場の魅力を発信する仕組みの構築

日本弁理士会が中心となって、特許庁、裁判所、産業界等とともに、日本市場の魅力を海外に発信する仕組みをかたちづくる礎を築くため、まずは、日本市場の魅力について情報収集することから始めます。

[実施機関] 執行役員会、**新設**情報収集・分析機関

(3) 日本情報の広報

日本弁理士会の英文 HP や YouTube に日本出願のメリット（信頼のおける JPO 審査のアピールなど）及び日本市場の魅力を伝える動画を作成してアップします。また、海外の知財団体の他、外国企業、とりわけテック系企業を対象としたオンラインセミナー等、オンラインでの交流を拡充することも目指します。さらに、国際活動センターの「Discover IP Japan プロジェクト」を拡充し、日本の知財の魅力を発信します。

[実施機関] 国際活動センター、広報センター

(4) 海外出願の広報

日本からの海外出願を促すべく、「海外における模倣品撲滅には海外出願」等のキャッチフレーズを、日本弁理士会が主催する知財セミナーで積極的に発信したり、チラシを作成して関係団体に配布する「file abroad キャンペーン」を実施することを検討します。このチラシには、例えば、海外出願をしたことにより海外進出を成功させた企業の成功例を記述することも検討します。

[実施機関] 広報センター、貿易円滑化対策委員会、国際活動センター、セミナーを開催する各種機関

1-5 DXによる業務効率化の拡充

(1) 勉強会の開催・情報提供体制の拡充

少人数の特許事務所や、情報システム部門が不十分な特許事務所であっても、業務効率化を図ることができるための勉強会や、最新の各種DXツールに関する情報提供を拡充します。

[実施機関] 経営基盤強化委員会

(2) 日本弁理士会によるDXの取組

日本弁理士会としてもDXに取り組み、最先端の各種AI技術、ロボット技術、API連携等を導入するなどして（例えば、チャットボットの利活用、スマホアプリによる交通費精算等の各種手続の実現、顔認証入退管理システムの導入）、業務効率化を実現するとともに、弁理士が最先端の技術を取り扱う職業であることをアピールするための広報材料としても活用することを検討します。

[実施機関] 情報企画委員会

1-6 弁理士以外の者が実質的に弁理士法人の経営にタッチできないようにするための措置

弁理士法第39条が、弁理士法人の社員は弁理士に限られる旨を規定していることを実質的に担保するため、弁理士法人が弁理士以外の者から出資を受けを禁止する旨の確認規定を例規に追加する検討を進めます。これにより、外国資本が支配する事業者が出資して弁理士法人を設立する等、弁理士以外の者が支配する法人が設立されるおそれを払拭することができます。

[実施機関] 業務対策委員会、総合企画政策委員会、例規委員会

2 「組織の強化」のための施策

2-1 事業の棚卸し制度の導入

日本弁理士会が実施する事業を定期的に見直す仕組みを導入することにより、中長期にわたる事業全体をより効率的かつ効果的なものとするため、事業の棚卸し制度を導入する礎を築きます。

[実施機関] **新設**事業棚卸しワーキンググループ

2-2 地域会事業を効果的に推進するためのスキームの拡充

(1) 地域会における意見交換の機会の拡充

本会の執行役員と地域会、及び、必要に応じて地域会同士での意見交換の機会を拡充し、地域知財活性化事業を中心とした地域会事業の全国規模でのより効果的な推進に資するとともに各地域会に共通の課題（例えば地域会事業予算のあり方）の解決に必要な要望を本会に対して効果的に行うことができるスキームを構築します。

[実施機関] 執行役員会、各地域会

(2) 地域会活動のより柔軟な運営の推進

各地域会が人事及び予算運営について実施しやすい枠組みづくりを進めます。例えば、日本弁理士会本会との意思疎通を密にすることにより日本弁理士会本会と地域会の役員人事がバッティングしないようにすること、予算の執行について緊急を要する場合に他の地域会から中科目間での利用をするという柔軟な運営をすること等の検討をいたします。

[実施機関] 執行役員会、各地域会

2-3 特許庁と日本弁理士会との連携の強化

(1) 特許庁との会合による連携の強化

日本弁理士会の各組織が、特許庁の対応組織に対して定期的な会合を申し入れることにより、特許庁と日本弁理士会との連携を強化します。これにより、特許庁と日本弁理士会との間でこれまで協力関係を築いてきた国際活動を継続することのほか、新たな活動（知的財産の高揚普及、研究、教育等）を協力して行うための礎を築きます。

[実施機関] 執行役員会、**新設**情報収集・分析機関、各附属機関、各委員会

(2) 審査官・審判官との共同研究の拡充

特許庁主催の審判実務者研究会、INPIT 主催の審査応用能力研修などについて、より多くの共同研究が行えるよう特許庁等に提案をします。また、日本弁理士会主催の共同研究を提案し、その際には、審査官等に弁理士の実務を知ってもらえることを含めた研究内容とすることも検討します。

[実施機関] 研修所

2-4 関係省庁及び関係団体との情報交換、連携強化

(1) 発明協会等の関係機関との連携

これまでと同様、情報交換を行うとともに、連携の強化を図ります。

[実施機関] 執行役員会、各地域会、各附属機関、各委員会

(2) 各自治体との支援協定締結の推進

日本弁理士会との支援協定が締結されていない自治体との支援協定の新たな締結を目指します。まずは、支援協定締結の実績が比較的少ない北陸地域を重点地域として協定締結を働きかけます。また、すでに日本弁理士会との支援協定が締結されている自治体については、支援の実体が各地域会にあることから、各地域会との支援協定の締結をも推進していきます。さらに、各自治体との支援協定には、各自治体に所在する大学院・大学・高専にも加わってもらえるための礎を築きます。

[実施機関] 執行役員会、各地域会、知的財産経営センター

(3) 経済産業局等と地域会との協力体制の構築

各自治体のみならず、各地方の経済産業局等との協力体制の構築を地域会の事業として行うことを目指します。具体的には、各経済産業局等の予算編成期に合わせて知財関連事業の提案などを行うことで、次年度の協力事業とその予算を確保していただき、地域会の事業として、中小企業の支援事業を展開することを目指します。

[実施機関] 執行役員会、各地域会

2-5 情報収集・分析を実施する仕組みづくり

弁理士及び知的財産等に関する内外の情報を日本弁理士会として収集し、収集した情報資産を分析しつつ次の執行役員会に承継する仕組みをつくります。まずは、会長室を中心として情報収集・分析機関を新設し、他土業の状況（有資格者を会務の常設役員としていること等）を調査することから始めます。

[実施機関] 執行役員会、会長室、**新設**情報収集・分析機関、国際活動センター

2-6 組織内弁理士（企業内弁理士を含む）の活躍フィールドの拡充

(1) 組織内弁理士の声を聴く仕組みの整備

組織内弁理士が、弁理士制度、日本弁理士会に対して何を考え、何を望んでいるか等、組織内弁理士の声を聴く仕組みを整備します。そのうえで、日本弁理士会が行うことができることを検討し、必要に応じて実施します。

[実施機関] **新設**情報収集・分析機関、研修所、知財プレゼンス向上委員会

(2) 組織内弁理士向けの研修の拡充

組織内弁理士の声を聴いたうえで、必要に応じて、例えばコーポレートガバナンスコード、大学ガバナンスコード関係など、組織内弁理士が求める研

修を実施します。

[実施機関] **新設**情報収集・分析機関、研修所、知財プレゼンス向上委員会

(3) 組織内弁理士のセカンドキャリアの把握

組織内弁理士のセカンドキャリアの実態、及びセカンドキャリアに必要なスキルを把握し、必要に応じてセカンドキャリアに関する情報を開示します。

[実施機関] **新設**情報収集・分析機関、知財プレゼンス向上委員会

3 「人材の育成・強化」のための施策

3-1 信頼されるプロフェッショナルとしての弁理士の育成

(1) ディスカッション型の研修の拡充

コア業務・標榜業務を問わず、また有償・無償を問わず、少人数の会員同士がディスカッションをしながら解を導いてゆく会員研修を充実させます。具体的には、AI 関連発明等の特定技術分野における特許請求の範囲の記載、特許権侵害訴訟で争われた明細書の検討、具体的な物を題材にした知財ミックスの提案等を想定しています。

[実施機関] 研修所、知的財産経営センター、各地域会

(2) 業務を支援するための仕組みづくり

日本弁理士会には、電子フォーラムなどに、業務に役立つ多くの優れたコンテンツが眠っています。このコンテンツを利用しやすくなる環境を整備することにより、弁理士の業務支援体制を前進させます。まずは、コンテンツの洗い出し、整理を行い、例えば、「弁理士業務標準」に記述された手順をキーとした紐付けを行うことにより、「弁理士業務標準」に記述された手順から、これらのコンテンツにアクセスできる環境を整備するための礎をつくれます。

[実施機関] 会長室、情報企画委員会

(3) ダイバーシティ推進、広告ガイドラインの周知徹底、マナー講習、ハラスメント対策等の広報及び研修の実施

ダイバーシティの推進、広告ガイドラインの明確化、マナー講習、ハラスメント対策等、会員への継続的な周知活動及び研修を実施します。特に、ダイバーシティの推進については、“D”（ダイバーシティ：多様性）のみではなく、“I”（インクルージョン：受け入れて活かすこと）についても重要な事項であると受け止め、多様な人材が、組織において尊重され、能力を発揮できる環境づくりの構築を目指します。

[実施機関] 研修所、D&I 推進委員会、コンプライアンス委員会、会長室

3-2 知財立国を担う未来の弁理士人材の組織的育成

(1) 大学院生、大学生、高専生に対する広報

大学院生、大学生、高専生、特に就職活動中の学生に対し、弁理士業務の内容や、弁理士業務にやりがいがあり夢があることの広報活動を強化する施策を実施し、若い弁理士受験生を増加させることができる体制を築きます。

[実施機関] 広報センター、知的財産支援センター、各地域会

(2) 未就学児、小学生に対するキッズニアでの広報

地域会の協力を得ながら、現在あるキッズニア（職業体験施設）に特許事務所パビリオンを再登場させ、また新たにオープンするキッズニアにも特許事務所パビリオンを登場させることを、特許庁との連携も含めて検討します。

[実施機関] 広報センター、各地域会

(3) 弁理士のプレゼンテーション能力、コミュニケーション能力の向上支援

弁理士の業務にとって、プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力は不可欠であるため、これらの能力を向上するための支援を強化します。また、これらの能力の支援強化は、個々人による語学力の修得と相俟って、グローバルな人材の育成にも繋がることが期待されます。

[実施機関] 研修所

(4) 弁理士同士のコミュニケーション機会の確保

地域会で既に行われている弁理士同士のコミュニケーション活動を参考にしつつ、若手とベテランや、組織内弁理士と事務所弁理士など、弁理士会員同士のコミュニケーションを活発化させる機会を提供します。

[実施機関] 執行役員会、各地域会

(5) 弁理士未登録者の現状の把握

弁理士登録前の実務修習の受講者にアンケート（連絡先、登録時に希望する支援内容等）を実施するとともに、後日、実務修習を受講したものの登録をしていない弁理士未登録者にアンケート（未登録理由等）を実施することにより、弁理士未登録者の現状を把握し、その現状に応じて若手弁理士の割合を増加するための施策を検討します。

[実施機関] 執行役員会

(6) 福利厚生制度の充実等、弁理士の職務環境の整備

日本弁理士協同組合や弁理士企業年金基金等と連携して福利厚生制度のさらなる充実を図るなど、弁理士の職務環境を整備することにより、弁理士人材の流入を促し、流出を抑えます。

[実施機関] 執行役員会

3-3 日本弁理士会の会務への多様な人材の参加を促進する環境づくり

(1) 委員会活動等の広報

日本弁理士会の全会員のうち15%に満たない会員が委員会等の会務を運営しているという現状に鑑み、より多くの会員が会務に積極的に参加できる環境づくりを進めます。具体的には、日本弁理士会会務の中における委員会活動の意義、委員会活動の重要性、委員会活動の内容等につき、弁理士登録直後の会員を含め、広く会員に広報する仕組みをつくりまします。また、委員会等へのオブザーバ参加制度、知財創造教育やイベント等への体験参加制度、その他、委員会等への参加を促進する方策を模索します。

[実施機関] 執行役員会、各附属機関、各委員会、**新設**会員活動活性化ワーキンググループ

(2) 多様な人材の委員会等での活動支援

多様な人材が、組織において尊重され、能力を発揮できる環境をつくることにより、弁理士を目指す優秀かつ多様な人材を増やす礎を築きます。

[実施機関] D&I 推進委員会

(3) 若手弁理士の委員会等での活動支援

会務経験の少ない若手弁理士（年齢が若い弁理士または登録年数が短い弁理士）が多い現状を検証するため、執行役員が若手弁理士の意見を聴く仕組みをつくり、その結果を踏まえ必要に応じて、会務経験の少ない弁理士がより参加しやすい委員会の創設を検討します。また、若手弁理士による委員会等の活動をベテラン弁理士がサポートする仕組みの礎を築きます。

[実施機関] 執行役員会、**新設**会員活動活性化ワーキンググループ、各附属機関、各委員会